児童自立支援施設における子どもの権利擁護の現状と展望

Current Realities and Future Prospects for Children's Advocacy in Home for Training and Education of Juvenile Delinquents

上　村　千　尋

Chihiro KAMIMURA

1．はじめに

近年，児童自立支援施設[1)]は，平成16（2004）年の児童福祉法改正による「アフターケアの義務化」とこれに伴う最低基準改正による「自立支援計画策定の義務化」の導入，続いて平成21（2009）年４月には，職員による入所児童への体罰や不適切な処遇および，児童間での暴力等を防止することを目的に「被措置等児童虐待防止」についての規定が児童福祉法第33条に新たに盛り込まれたこと，さらに平成24年度より児童自立支援施設などの社会的養護の分野において，利用者評価を含む第三者評価の受審が義務化されたこと，加えて，『児童自立支援施設運営指針』の改訂が行われるなど，制度面や処遇面での施設機能の強化が図られつつある。

その一方で，従前の非行児童（触法少年や虞犯少年）だけでなく，近年は被虐待経験や発達障害を有する非行傾向のある児童の割合が増加するなど，入所児童の抱える問題性とニーズは複雑化・多様化している[2)]。

このような入所児童の質の変化やこの背後にある家庭状況の変化等に応じた児童自立支援施設の今後のあるべき姿については，複数回の議論を経て，平成18（2006）年に『児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告書』が公表された。この報告書においては，今後，本施設が入所児童の処遇に当たり，専門性を高め，新たな機能を付加していくことが必要であるという指摘がなされており，特に「子どもの健全な発達・成長のための最善の利益の確保など子どもの権利擁護を基本として，子どもが抱えている問題性の改善・回復や発達課題の達成・克服など，一人ひとりの子どものニーズに応じたきめ細かな支援の実施」という児童の権利擁護を基盤とした施設運営と自立支援機能の充実と強化がひとつの重要な課題として指摘されているといえる。

そこで，本研究は，児童自立支援施設における権利擁護の取り組みと，子どもの権利条約のなかでもとりわけ第12条の「意見表明権（意思の尊重原則及び参加の権利を含む）」に着目し，子どもの意向や主体性の配慮，子どもへの情報提供などが，日々の生活や自立支援計画の策定・実施といった自立支援のプロセスのなかでどのように保障されているのか，その実態について把握し，加えて運営や処遇上の課題について検討することを目的とする。

２．研究の背景

⑴　なぜ権利擁護が必要なのか

子どもの権利保障に向けて世界規模で活動を行う国連 NGO・DCI（Defence for Children International）は，子どもが子どもらしく育つうえで大切な「子ども期」について，次の３つの視点からこう定めている。

①個としての人間の主体性を肯定される尊厳の保障，②その存在を丸ごと抱えてくれ，安心と自信と自由を保障してくれる人間関係（居場所）の保障，③自分らしくかつ他人や社会のためにも生きられるような人格へと成長・発達する機会の保障，である。[3)]

これら３つが，家族の愛情や信頼をベースとした豊かな共感・応答関係の中で確保されてこそ，子どもは自らの内発的な力を発揮し，より良く育っていくことができると言える。しかし，被虐待児童の割合が増加している本施設の現状を見れば，入所児童の多くが，第一次的養育責任を担うその親から「子ども期」を奪われ，「子どもらしく生きる権利（子ども期に固有の成長・発達権）」を侵害されてきたと言っても過言ではない。「少年非行防止のための国連指針（リヤドガイドライン）」（1990年）においても，「非行は，条約に書かれている子どもの権利が保障されていない状態，侵害された結果である」と捉えられている（石井 2014）。だからこそ，児童自立支援施設では，子どもを権利侵害から守ると同時に，奪われた権利を回復するための支援が求められ，併せて，子どもが自己肯定感を育み自分を大切にして生きる力，非行などの行動上の問題を自省し，主体的にその問題を解決していこうとする力を身につけていく時間や機会の保障，支えてくれる人の存在の確保が求められる。つまり，「未熟なまま」「生きづらさを抱えたまま」の子どもの最善の利益と成長・発達を保障する，という権利擁護を基盤とした包括的な実践が必要不可欠となる（山口 2013）。

⑵　意見表明権の保障と「育ち・育てなおし」

子どもの権利条約第12条第１項でうたわれている「意見表明権（The Right to Express These Views）」の特色とは，子どもが自由に自己の見解を表明する権利であり，その対象を「その児童に影響を及ぼすすべての事項」と広く捉えている点，意見の取り扱いについては，「その児童の年齢及び成熟度に従って考慮される」点などが挙げられている。また第２項では，「自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続き」における適正な意見の聴聞化について定められている。（日本政府訳『児童の権利に関する条約』）。加えて，意見表明権の本質は，「安心と自信と自由」を担保する人間関係を形成する権利とも言え，子どもの成長・発達権の基盤であるといわれている（子どもの権利条約の「ポーランド草案」1978年）。

意見表明権とはつまり，安心して「自分の意見，想い，気持ちなどを表明する」ことのできる「人間関係」と「居場所」が保障される権利のことを意味し，さらには，大人や社会との関係における子どもの「参加・参画」や「主体性」を保障する権利でもあると言える。

入所児童の中には，その成育歴や抱える特性により，都合の悪いことや困っていることを伝えられない，あるいは初めから伝えることを諦めてしまっている子どもが少なくないのも事実である。だからこそ，自分や相手にとって不利益なことであれ，意見を自由に表明でき，受容と承認を得られる人間関係や居場所のなかでの「育て直し」[4)]が重要となってくる。そして，愛情や信頼，豊かな共感・応答関係のなかで大切にされる体験をし，自

分で選択や決定をしていくという意見表明や参加の仕方を学び，その意欲を喚起され支援される機会を積み上げていくなかで，子どもは自らの内発的な力に気づき，その力を発揮していくことができるのだといえる。その道筋を支えることが本施設の自立支援の機能といっても過言ではないだろう。

⑶　権利擁護と自立支援

子どもの権利擁護と自立支援機能の充実と強化という視点から，児童自立支援施設における処遇プロセスに関する今日的課題をまとめれば，以下のとおりと言えよう。

１つめとして，平成10（1998）年に出された厚生省（現厚生労働省）の『自立支援ハンドブック』によれば，「児童が自ら判断し決定する力を育てていくことを常に念頭においた援助」や，「児童による施設内の自主的な組織や地域の子ども会等の参加の推奨」が提案され，「児童の自主性と自己決定を尊重することは最大の権利擁護」としている。このことは，権利保障・擁護を基盤とした自立支援の促進を意味し，とりわけ意思決定における子どもの権利保障が問われる昨今においては，自立支援のプロセスにおける子どもの意見の尊重と参加の重要性が課題として浮かび上がってきていると言える。

２つめに，入所児童への処遇を実施するに当たっては，自立支援計画を策定することが義務化されたところであるが，この自立支援計画についての児童の意見表明権の保障と児童への説明責任（情報開示）の重要性も指摘されているところである。この計画の策定，実施及びモニタリングのプロセスに児童が参加することが，子どもの権利擁護と自立支援機能の充実につながることとなろう。そのため，自立支援計画に対する「意見表明権」や「情報へのアクセス権」の保障と確保はどのようになされているのか，その現状を明らかにする必要があると思われる。

３つめとして，近年の入所児童には，これまで多かった触法少年や虞犯少年のみならず，被虐待児，発達障がい児，問題の要因が重複している児童などが増加しつつあり，これらそれぞれの児童の能力や特性，保護者の意向や家庭背景，成育史等に応じて，先に記した「意見表明権」及び「情報へのアクセス権」の保障と確保を裏打ちする援助技術をいかに現場に定着させていくかが課題であると思われる。

３．児童自立支援施設への質問紙調査

⑴　調査目的

児童自立支援施設における権利擁護の取り組みと，処遇過程や自立支援計画の策定・実施における子どもの「意見表明権」の保障の実態について把握し，その運営や処遇上の課題について検討することを目的とする。

⑵　調査方法

調査は無記名の自記式質問紙調査とし，2011年２月から３月にかけて全国の児童自立支援施設（58施設）を対象に施設長あてに送付し実施した。本調査では，①子どもの権利擁護（５項目），②子どもの意見表明権（12項目），③子どもの自己決定・情報開示，（７項目），④自立支援計画の作成・実施，（７項目），⑤苦情解決システム（５項目），⑥人権教育（４項目），⑦「子どもの権利ノート」の活用状況等（15項目）について，取り組み度，取り組みの必要度を把握した。回答形式は「とても取り組んでいる／とても必要である」４点～「取り組んでいない／必要ではない」１点の４件法で，点数が高くなるほど取り組みの実施度／必要度が高まるように得点化した。

また，①施設生活や自立支援計画策定・実施における子どもの意見表明権の保障，②子どもへの説明責任・情報開示，③施設における人権（権利）教育やプログラム，に関する現状と課題について，自由記述にて回答を求めた。本稿では，単純集計とクロス集計結果，および自由記述のコード化をもとにした考察を行う。

⑶　倫理的配慮

対象施設の同意と協力が得られるように，調査の目的・内容，データに関する秘密保持の方法（無記名，データの処理等），調査の責任者と問い合わせ先等，を明記した。

４．調査結果

有効回収数は35施設（60.0%）で，白紙回答はなかった。

⑴　権利擁護の取り組み度と必要度

入所児童への権利擁護に対する「取り組みの程度」と「取り組みの必要度」の回答について，４件法（４点満点）で各回答を得点化し，その平均得点を整理した（表１～４。いずれも数値は４件法による評定。最大値は4.0）。

個々の取り組みで実施度が高かったものは，「意見箱の設置」（3.88pt），「第三者委員・苦情解決委員等の設置」（3.76pt），「不服や意見の把握」（3.73pt ）であった。一方，取り組みの実施度が低かったものは，「『権利ノート』・『生活のしおり』作成への子どもの参画」（0.94pt），「外部機関に連絡できる電話・ホットラインを設置」（1.70pt），「暴力防止プログラムの活用」（1.94pt），「『権利ノート』・『生活のしおり』の日常的な活用」（1.94pt）であった。また，必要度の高い項目として挙げられたのが，「援助内容の説明」（3.76pt），「制限の説明」（3.76pt），「意見表明できるような信頼関係づくり」（3.73pt）であった。

表１　権利擁護の取り組み度（上位項目）

施設での権利擁護の取り組み	平均値	SD
施設内に意見箱・目安箱を設置	3.88	.32
苦情解決委員等の設置	3.76	.73
子どもからの不服や意見の把握	3.73	.44
子どもへの説明：年齢や理解力，個人の事情に応じて対応	3.73	.54
人権侵害のない施設づくりに努める	3.67	.75
施設生活の制限についての事前説明	3.67	.62
生活場面での話し合いから子どもの意見を引き出す	3.64	.53

表２　権利擁護の取り組み度（下位項目）

施設での権利擁護の取り組み	平均値	SD
「権利ノート」「生活のしおり」作成の子ども参加	0.94	.90
児相等の外部機関への電話設置	1.70	1.15
CAPなど暴力防止プログラムの活用	1.94	1.02
「権利ノート」「生活のしおり」の日常的活用	1.94	1.05
権利教育：施設独自のプログラム	2.11	1.10
権利教育：絵本など視覚的な工夫	2.20	1.02
施設運営の評価：子どもの評価の反映	2.32	.82
子ども会議・子ども自治体	2.41	1.00

表３　権利擁護の必要度（上位項目）

施設での権利擁護の取り組み	平均値	SD
援助の内容・方法について子どもに説明	3.76	.48
施設生活の制限についての事前説明	3.76	.72
子どもとの信頼関係づくり	3.73	.73
配慮を要する児童への援助：経過報告，助言指導	3.73	.77
施設内に意見箱・目安箱を設置	3.70	.82
人権侵害のない施設づくりに努める	3.67	.99
子どもからの不服や意見の把握	3.64	.99

表４　権利擁護の必要度（下位項目）

施設での権利擁護の取り組み	平均値	SD
「権利ノート」「生活のしおり」作成の子ども参加	1.47	1.33
「権利ノート」「生活のしおり」葉書添付	1.70	1.61
児相等の外部機関への電話設置	2.20	1.07
「権利ノート」「生活のしおり」子どもにわかりやすい表現・内容	2.23	1.86
「権利ノート」「生活のしおり」の日常的活用	2.26	1.73
「権利ノート」「生活のしおり」活用方法を子どもに説明	2.61	1.74

取り組み度と必要度のそれぞれの得点の平均値（取り組み度平均値2.99，必要度平均値3.27）により各項目を以下の４つに分類し，その特徴をみた。

①必要度高群・取り組み度高群は，先に挙げた取り組み度の高い項目と同じ項目が見られた。「意見箱の設置」，「苦情解決委員」，「子どもの不服や意見の把握」，「説明の際には，子どもの年齢・理解力に配慮して個別に対応」，「施設生活の制限についての説明」，「人権侵害のない施設づくり」，「子どもからの意見の引き出し」である。

②必要度高群・取り組み度低群は，「ルールや重要事項について子どもの同意を得る」「不満や不服の解決に関するデータを蓄積し，過去の経験を活かす」「権利教育：施設独自のプログラムの活用」であった。

③必要度低群・取り組み度高群は，「意見表明が十分にできない子どもへの代弁」，「子どもの自己評価を自立支援計画の評価に反映」であった。

④必要度低群・取り組み度低群は，取り組み度の低い項目と同じ項目が見られた。「権利ノート・生活のしおり作成への子ども参加」，「児相等外部機関への電話設置（ホットライン）」，「CAP等暴力防止プログラム」，「権利ノート・生活のしおりの日常的活用」，「子ども会議・子ども自治体」，「施設づくりに子どもの評価を反映する」，「自立支援計画を子どもに開示する」である。

(2)　データ分析により導かれたカテゴリー

自由記述の「施設生活での子どもの意見表明権の保障について」の回答をデータ分析した結果，大きく「苦情解決システム」「環境構成」「子どもへの説明」「子どもとの面談」「日誌・反省帳」「子ども集団」の６つのカテゴリーが抽出された。さらにカテゴリーに含まれる下位カテゴリーが抽出された（表５）。また，同じく自由記述の「児童自立支援計画策定における意見表明権の保障について」の回答をデータ分析した結果，大きく「個別面談」「ケース会議の参加」「日常のやりとり」の３つのカテゴリーが抽出された。さらにカテゴリーに含まれる下位カテゴリーが抽出された（表６）。

(3)　分析の結果

施設により取り組みの差異が見受けられたが，共通しているものとして，意見表明権の保障及び子どもへの説明責任の重要性について，施設の認識は高いことがうかがえた。具体的方法として，「意見箱の設置」，「自立支援計画策定の際に子どもに説明を行う」，「ケース会議に子どもが同席する等の取組み」などが挙げられる。

一方で，「情報開示の在り方」，「子ども会議・子ども自治体の取組み」，「人権教育やプログラムの実施」，「アドミッション・ケアや日常的に『権利ノート』や『生活のしおり』を活用すること」，「施設の『権利ノート』作成と作成への子どもの参画」，「子どもの評価の反映」をめぐっては，実施度，必要度ともに低い結果となり，施設による認識や取組みの違いが顕著であった。

表５．カテゴリー表（意見表明権の取り組み）

カテゴリー	下位カテゴリー	文　　脈
苦情解決システム	意見箱（相談箱）	寮毎に意見表明箱がある/意見箱による相談受理/苦情相談窓口（相談箱）を男女各寮と本館に設置/食堂に意見箱を設置
	アンケート調査	毎月末アンケートを実施/アンケートの実施と職員間でアンケート回覧/アンケート調査（年一回）を実施/
	児童専用ホットライン	児童専用ホットラインを設置し児童相談所のみにつながっている
	苦情解決実施要綱	苦情等解決実施要領を定めている/「学園苦情解決実施要綱」による第三者を交えた表明できる仕組み
	第三者委員	自立支援向上委員会（第三者委員）による面談/第三者を交えた表明できる仕組み/第三者委員会を年に２回程度開催し，第三者委員に報告，相談/第三者委員への相談システムを子ども達に情報として提供し，常に分かるよう掲示/学識経験者や人権擁護委員等で構成される第三者委員/
	苦情解決責任者	苦情解決責任者，苦情受付担当者を職員が担う
環境構成	訴えやすい雰囲気	寮職員，分校職員に訴えやすい雰囲気がある/オリエンテーションの場で，苦情解決制度の説明の際に，意見表明できることを伝え，意見等がある場合は職員に申し出るよう伝えている
	日常の表明できる場面	困ったことや意見を申し出たいときの方法も合わせて説明/毎朝，園長が各寮を巡回する中で直接要望に訴える姿が日常的に見られている/小舎夫婦制/実際の生活場面の会話の中で職員が聞きとり汲み上げ/苦情，要望，なやみ，嬉しかったこと等なんでも気軽に職員に相談するよう話している/相談ごと等，職員はいつでも受け付けることを子ども達に随時伝えている
	信頼関係の構築	なんでも相談されるような信頼関係の構築に努めるよう指導
	内なる声の傾聴	児童が内面から発する声の傾聴に努めている
子どもへの説明	入所のしおり	入所のしおりにも，わかりやすく図式化したものを掲載
	生活の手引き	入所時に生活の手引きを用いて，学園がどんな施設なのか，生活の仕方やルールなどの説明/入所のしおりにも，わかりやすく図式化したものを掲載している/入所時のオリエンテーションの場で，苦情解決制度の説明の際に，意見表明できることを伝えている
	権利ノート	子どもの権利ノート配付
	入所時オリエンテーション	入所時のオリエンテーションの場/入所時に生活の手引きを用いて，学園がどんな施設なのか，また生活の仕方やルールなどの説明を行っている
	掲示	入所時に生活の手引きを用いて，学園がどんな施設なのか，また生活の仕方やルールなどの説明
	用紙に図式化	わかりやすく図式化したものを掲載

子どもとの面談等	個別面接	施設職員による個別面接/定期的な面接（週一回）子どもと家族に子どもの生活状況の確認/各児童と適宜個別面談を実施し，児童の意見を聴取/児童の要望により随時行う面接と，月に一度の寮担任全員による面接/個人的には不定期の担当との面接で各自の意見を聞いている（週７～10回）/子どもとの面談も実施
	カウンセリング	心理士によるカウンセリング
	教育相談	子どもへの教育相談
	第三者委員との面談	自立支援向上委員会（第三者委員）による面談で子どもの意見を吸い上げ
	他機関・保護者との会議に同席	第三者を交えた表明できる仕組み
	スーパーヴァイザーとの面接	SVの活用によって子どもの意見表明権を保障
	児相ワーカーとの面接	自立支援向上委員会（第三者委員）による面談で子どもの意見を吸い上げている
日誌・反省帳	日誌	日誌は，毎月児童が夜書き込みをし，その中に自分の意見を書かせるように指導，寮長との日記のやりとり
	反省帳	反省帳への記入も児童の意見表明の手段
子ども集団	児童の代表会議	児童の代表者会議をその都度設置
	寮会議（全体会）	週一回，男女それぞれの寮で全体会を開き，子どもの意見を聞く機会を設けている
	児童自治会	「児童自治会」を設置，自治会活動を推進し，施設生活改善に向けて努めている，「児童会」を月に一度実施

表６．カテゴリー表（自立支援計画策定における意見表明権の保障）

カテゴリー	下位カテゴリー	文　　脈
個別面談（職員と児童の話し合い）	子どもと共に考え計画・策定	子どもと共に考え計画，作成している/子どもと職員がよく話し合い，時間を充分にかけて策定/自立支援計画の策定にあたっては，子どもと共に作る/児童と面談し，子どもの意見を聞きながら，自立支援計画を策定
	子どもの意見を反映	自立支援計画の策定には子どもの意見を反映している/個別面談の中で児童の意見を聴取/寮の職員が日々関わっている中で得られた各児童の想いを反映/自立支援計画の策定にあたっては子どもと面接を行い，児童の意見欄に反映/児童面接を行い，支援計画の中に，児童の意見を反映
	自己目標は児童自身が考える	自己目標設定など，児童自身に考えてもらっている
	モニタリング・自己評価	評価を交え話し合い，目標を確認（変更）をする/三カ月に一度職員会議にて個々のアセスメントを行っている/目標達成についての自己評価などを通じて意見表明できる機会を保障/ 七月，十二月，三月には児相のCWとの面接を実施し，支援計画の見直しや，子どもの意見を聞いてもらっている
ケース会議	児童の参加	ケース会議に児童も参加の時間を設けている
日常のやりとり	思い汲み取り反映	寮の職員が日々関わっている中で得られた各児童を想い反映させるようにしている

自由記述においては，システム面だけでなく日常的な取り組みとして，「環境設定（安心できる空間，話しやすい雰囲気，信頼関係等）」や「言語での説明」，「子どもの意見の反映」についての記述が多くみられ，子どものニーズを引き出し援助につなげていくことや，意見を自由に表明できるための関係づくり，安心して受容してもらえる関係性（居場所）の形成に努めていることが伺えた。

一方，意見表明権の保障の取り組みの課題として，①物理的・時間的制約：「職員の技量や人員不足」，「面接時間・頻度の制約」，②第三者委員・苦情解決システムの活用状況：「子どもや施設側へのフィードバックの有効性」，③自立支援計画の内容：「子どもに分かりにくい」，「問題解決中心」，「子どもの意向が反映しにくい」，④子ども側の課題：「意見や想いの言語化の困難」，「不満のはけ口」，などの４点にカテゴライズできた。

また，自由記述の回答やこれまでの職員への聞き取りにより施設生活に対する児童のレディネス（準備性）への対応や児童の特性に応じた対応についても課題があることが伺えた。とりわけ児童養護施設での「不適応」により措置変更で入所してくる児童や家庭裁判所の少年審判において「保護処分」を受け入所してくる児童などは，その課題が顕著であることが示された。加えて，指示理解度が低いあるいは言語表現の不得手な児童の意見表明権の保障のあり方や，特性や能力に合わせた方法で，関連している情報を児童に開示するという「情報開示と意見表明権の保障」の積み重ねの重要性が示唆された。

このことから，権利擁護の一環として子どもの意見表明を保障する取組みは体制的に整いつつあるが，自立支援計画の策定・実施における子どもの意見の尊重や参加の在り方は確立されておらず，試行錯誤をしている現状がうかがえた。とりわけ，子どもの評価を計画の見直しに反映するという参加の在り方をめぐっては，認識・実践ともに低い傾向を示し，①自立支援のプロセスへの参加を可能にするような，意見を聞く（尊重する）ための手続とその尊重・配慮の度合いや基準，②子どもの特性や能力に合わせた方法で，関連している情報を子どもに開示する施設側の「説明責任」，③施設生活における子どもの自己決定と参加の保障，これらを裏打ちする環境整備と援助技術をいかに現場に定着させていくかという課題が明らかとなった。

田代（2002）は，「子どもの権利としての『参加』は，子どもの側からの多様な場面での『参加』の目標・内容・方法を捉え直すとともに，子どもと大人との関係変革の道筋を検討するための機能概念」であると指摘する[5)]。

このことからも，権利擁護のその取組みが子どもにどのような影響を与えているのか，体制やシステムの活用の有効性等については，支援の受け手である子どもからの評価の仕方やその評価基準も含めて検討していく必要性があるだろう。

また，意見表明権と対となって保障されるべく「子どもの参加」支援については，本施設が，児童の非行性や抱える特性により生活に一定のルールを設けたり，外部との通信や面会の制限などを設けたりしている点などから「枠のある生活」[6)]と呼ばれるその処遇の特性を踏まえた「参加」の文脈が，「運営指針」等においても明文化されていないこともあり，取組みの実態把握をするなかで，「意見表明権」の保障の課題を踏まえて「参加」の位置づけを行い，支援を進めていく上でも，今後更なる検証が必要であることが明らかとなった。

５．今後の課題と展望

⑴　子どもへの説明責任と意見表明の保障

子どもの最善の利益にかなうものとして，子どもへの説明責任をいかにして果たしていくべきか。児童自立支援施設は，保護者や外部との面会や通信の制限，外出の禁止があり，それらの処遇上の制限は，「子どものニーズに適合したその自立を支援・推進するための一定の生活ルール」[7)]であるが，これらの「制限」を子どもにどのように伝えているのか更なる実態把握とその方法についての議論が求められる。一般的には，入所時に児童相談所にて配布される「権利ノート」，あるいは，施設入所時に配布される「生活のしおり」などを用いて行われているが，その活用のあり方については，今回の調査でも検討課題の一つとして挙げられた。実際に子どもがルールを不満に思うあるいは認識不足ゆえに反抗的な態度を示した結果，無断外泊や施設不適応，更には職員への暴力へとエスカレートしたケースも少なくないという。

また，子どもの権利を語る際に，必ずといっていいほど，義務との関係に関する議論が挙がる。今回の調査においても，「規則違反のペナルティとしての反省処遇（指導）」についての記述や，施設での決まり（義務）を守れない児童に権利はない，というような記述も見られ，義務との引き換えを条件に権利が守られるという現実も少なからずあることが示唆された。

こうした現況を踏まえ今後の課題として，平成21（2009）年４月に施行された「改正児童福祉法」により，施設内処遇の在り方と子どもの権利擁護に向けての取り組みが法的に進むなかで，指導困難児童への処遇上の制限に関する考え方の整理や見直しを行う必要性が挙げられよう。とりわけ家庭裁判所からの送致による入所の場合は，少年審判の結果を子ども自身がどのように受け止めたのか，審判および施設入所における手続きの際の子どもの側に立った説明責任および意見聴衆の適正さが求められるといえるだろう。また児童養護施設からの措置変更による入所のケースも同様である。個別な配慮を要する児童が増えているなかで，今後，児童の能力や特性に応じた施設生活に対するレディネス（準備性）への対応と個別処遇における対応をより進めていくことが求められるだろう。

児童自立支援施設において，「枠のある生活」や「制限」は，本入所児童の特性上必要ではあるが，その制限の条件について理論的および法的に整理し，適性な運用を図っていく一方で，児童や保護者，社会への説明責任に繋げていく必要があるといえる。

今後も引き続き，「意見表明や参加のプロセスが社会的養護を必要とする子どもの自立支援や育て直しにおいて重要である」との視点を軸に，児童の特性に応じた処遇および意見表明権の保障の多様で重層的な取り組みの実態をより詳細に把握することにより，児童自立支援施設の特性を踏まえた上での意見表明・参加の位置づけを行うと同時に，子どもの参加を支援，促進するための環境整備，実践や指導プログラムについて検証していく予定である。

おわりに

本稿を閉じるにあたり，本研究にご協力くださいました児童自立支援施設の皆さまをはじめ，筆者が15年程お世話になっている中国地区５県の児童自立支援施設の職員の皆様，児童自立支援施設専門委員会の諸先生方に心より感謝申し上げる。今後の専門委員会での活動や議論を通して，児童自立支援施設の実践や処遇の再構築に資するアイデアを掬い上げ，子どもが本来もっている力を十分に発揮

し，強化できるような施設運営や実践に繋げていく，その一端を担えればと願う。

折しも2014年は，国連が「子どもの権利条約」を採択して25周年，日本が批准をして20周年目にあたる記念すべき節目の年であった。いま一度，子どもの最善の利益にかなう生活の場，成長発達の場を保障する施設運営のあり方について，子どもの声を受け止めつつ検討し，この魅力ある施設の存在意義と新たな可能性について，現場の先生方と共に議論を積み上げていきたい。

なお，本研究は，文部科学省科学研究費〔若手研究Ｂ〕（課題番号21730471）「児童自立支援施設における意見表明権と情報へのアクセス権の保障に関する実証的研究」の助成により行った。

注

1）児童自立支援施設とは，「不良行為をなし，又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ，又は保護者の下から通わせて，個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い，その自立を支援し，あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする」（児童福祉法第44条）施設であり，2014年現在，全国に58施設（国立２ヶ所，公立54ヶ所，民立２ヶ所）設置されている。

平成９(1997)年の児童福祉法改正により，「教護院」から「児童自立支援施設」に名称改正され，施設併設の公教育も導入された。寮舎の運営形態は，多数を占めていた小舎夫婦制が減少し，交替制に移行する施設が増加している。

2）厚生労働省調査「児童養護施設入所児童等調査結果」（平成25年２月１日現在）によれば，児童自立施設の入所児童のうち虐待を受けた経験を有する子どもの割合は58.5%であり，発達障害などの特別な配慮を要する子どもの割合は46.7%であった。

3）子どもの権利を守る国連NGO・DCI日本支部編「子ども期の回復―子どもの“ことば”をうばわない関係を求めて」花伝社，1999年

4）自立支援の基本的な考え方の一つとして，「施設全体が愛情及び理解ある雰囲気に包み込まれた家庭的で，かつ子どもが愛され大切にされている実感が持てるような「育て直し」を行っていくこと」が重要であると記されている。「児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告書」（平成18年）。

5）田代高章「子どもの参加の権利研究の到達点と課題」『子どもの権利研究』1(1)，2002年12月，pp.11-17

6）「枠のある生活」とは単に行動制限のみを指すのではない。「入所前に長期にわたって不規則な生活をしてきていることが多く，成育歴の中で，大人から成長に不可欠な十分な愛情と逸脱行動に対する盾となるべき対応を受けた経験に乏しい傾向にある」子どもたちに対して押しつけではない「規則正しい生活を営むことから出発する必要」があると明記されている。『児童自立支援施設の将来像』，全国児童自立支援施設協議会，平成15年

7）「児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告書」（平成18年）

参考文献

石井小夜子（2014）「少年司法と子どもの権利条約」『子どもの権利研究第25号』子どもの権利条約総合研究所

小木曽宏（2007）「『児童自立支援施設のあり方』」を考える―その可能性と未来」『非行問題2007』全国児童自立支援施設協議会

小木曽宏・小林英義編（2009）「児童自立支援施設これまでとこれから―厳罰化に抗する新たな役割を担うために」，生活書院

上村千尋（2012）「児童自立支援施設における権利擁護のあり方に関する調査研究」日本司法福祉学会第13回全国大会発表

上村千尋（2014）「社会的養護と児童の権利擁護」『社会的養護内容』一藝社

近畿弁護士会連合会少年問題対策委員会（1999）「非行少年の処遇―少年院・児童自立支援施設を中心とする少年法処遇の現状と課題」明石書店

厚生労働省（1999）「児童養護施設等に対する児童の権利擁護に関する指導の徹底について」
厚生労働省（2006）「『児童自立支援施設のあり方に関する研究会』報告書」
厚生労働省「児童自立支援施設運営指針」
厚生労働省（2014）「児童自立支援施設運営ハンドブック」
須藤三千雄（2011）「公設民営化委議論の行方『児童にとって最善の利益確保』という観点が欠けていないか」『非行問題』
全国児童自立支援施設協議会（2008）「児童福祉施設における非行等児童への支援に関する調査研究事業報告書」
塚本智宏（2002）「ヤヌシュ・コルチャックの子どもの権利思想―子ども権利条約の歴史的思想的期限を求めて―」『子どもの権利研究』創刊号
掘正嗣編（2011）「イギリスの子どもアドボカシー―その政策と実践」明石書房
山口直也（2013）「少年司法と国際人権」成文堂